平成２６年（フ）第３６３号
北海道旭川市春光６条２丁目11番28号　サクセスハイツ202号室
債務者　八木澤克則
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７６号
北海道旭川市３条西４丁目１番10号　西栄マンション201
債務者　盛田　　久
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９７号
北海道上川郡美瑛町東町３丁目10番４－２号
債務者　廣瀬　道男
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３３号
静岡県榛原郡吉田町神戸3285番地の１　コーポ平井101号
債務者　横山　秀子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８１号
静岡県浜松市中区葵西３丁目13番32号　第一マンション佐々107号
債務者　勝田　良子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市中島435番地23　アンソレイユ尾崎Ａ201
債務者　逸見　伸雄
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２号
岡山市中区海吉1882番地21、旧住所岡山市東区中川町393番地24
債務者　逸見　秀孝
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
岡山県新見市西方877－２ラフェドメール新見210号室、住民票上の住所岡山市北区三野３丁目６番46号　光ヒルズ三野104
債務者　岸　　彩
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月２日午後２時
岡山地方裁判所新見支部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第８号
宮崎県串間市大字西方4217番地
破産者　有限会社つまがり書店
1　期日　平成27年３月23日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年１月23日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第７６０号
神戸市垂水区桃山台３丁目１番地の12
破産者　神戸新聞鳴尾専売所こと焼肉黒船ことサボイ　ボウ　アルマンド（ＳＡＶＯＹ　ＢＥＡＵ　ＡＲＭＡＮＤ）
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第１０７０１号
東京都大田区田園調布３丁目24－１
破産者　伊集院弘岳
審尋期日　平成27年３月16日午前10時
平成27年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１００５号
広島市安佐北区可部町大字今井田字下柳瀬660番地の２
清算株式会社　株式会社ヤナセ
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第４号
長野県大町市常盤6905番地13
再生債務者　日本炭材株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年１月20日　長野地方裁判所松本支部

簡易再生

平成２６年（再）第２号
京都市北区平野宮西町８番地
再生債務者　東　　佳弘
1　主文　本件について簡易再生の決定をする。
2　債権者集会の期日　平成27年２月26日午後１時30分
3　議決権不統一行使の通知期限　平成27年２月19日まで
4　再生計画案
⑴　再生債権
届出再生債権者総数　住友三井オートサービス株式会社ほか19人
届出総債権額　　金1,986,422,170円
⑵　権利の変更
［１］　すべての再生債権につき、元本の95％相当額及び利息及び遅延損害金の100％相当額について免除を受ける。
［２］　再生債権の免除額の計算において生じる免除額の１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　弁済の方法
上記⑵による権利変更後の再生債権について、次のとおり分割して支払う。
［１］　再生計画認可決定が確定した日から１週間以内に、再生債権の元本の2.5％に相当する額
［２］　平成28年から同32年までの間、毎年、前記［１］の支払日の属する月の末日までに、それぞれ再生債権の元本の0.5％に相当する額
［３］　再生債権の分割弁済額の計算上生ずる１円未満の端数は切り上げ、最終回で調整する。
平成27年１月20日
京都地方裁判所第５民事部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第３５号
東京都台東区浅草橋５丁目25番10号
再生債務者　株式会社三貴
特別調査期間　平成27年３月19日から平成27年３月20日まで
平成27年１月20日
東京地方裁判所民事第20部